

岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金

エネルギー価格高騰の影響を大きく受けている市内中小・小規模事業者の負担軽減を図るため、緊急的に支援金を支給します。

支給対象者

以下の①～③のいずれにも該当する中小・小規模事業者

①主たる事業所（※1）が岡山市内にある者

※1 法人の場合：登記上の「本店」又は法人が「本社」として位置付けている店舗
個人事業主の場合：本社として位置付けている事業所（店舗等）

②令和4年1月～8月のうち任意の2か月間に市内の事業所で使用したエネルギー経費の合計額（※2）（以下「支援対象経費」）が25万円以上であること

※2 主なエネルギー経費（税込み）：ガソリン、重油、軽油、灯油、都市ガス、プロパンガス、電気料金

③今後も事業を継続する意思があること

〈注意事項〉

- ・1事業者1回限りの申請です。**再度の申請は受け付けません。**領収書等、漏れのないよう十分ご確認のうえ申請してください。
- ・「誓約・同意」に記載の内容を遵守していただきます。

支給額

支援対象経費の **20%** 以内（千円未満切捨て）

法人：**100万円**（上限）～**5万円**（下限）

個人事業主：**20万円**（上限）～**5万円**（下限）

＜支援対象経費・支給額の計算例＞

令和4年2月の
エネルギー経費：**13万円**
（内訳）
・電気・ガス代 11万円
・ガソリン・灯油代 2万円

令和4年8月の
エネルギー経費：**14万円**
（内訳）
・電気・ガス代 13万円
・ガソリン代 1万円

(1)申請要件

任意の2か月間のエネルギー経費（税込み）が**25万円以上**
⇒合わせて27万円なので申請可能（○）

(2)支給額

2か月間のエネルギー経費（税込み）の**20%**
⇒27万円×20%＝5万4千円（千円未満切り捨て）

申請期間

令和4年10月21日（金）～令和4年12月23日（金）

問い合わせ・申請サポート先

岡山市エネルギー価格高騰緊急対策支援金コールセンター（9時～17時：土日祝日除く）
TEL：086-232-2264

岡山商工会議所、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会瀬戸支所

申請方法等は裏面をご確認ください。

申請手続き

オンライン申請による受付のみとなります。申請は以下URLより行ってください。
URL：<https://energy.okayama-shinsei.jp/>



★主な添付書類（詳しくはオンライン申請時にご確認ください。）

- (1)対象月のエネルギー経費が確認できる書類(領収書、税理士が確認した経費一覧等)
- (2)直近の確定申告書・決算書(収受印のあるもの又はe-Taxの場合は受信通知)
- (3)振込口座の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）
- (4)本人確認書類の写し（個人事業主の場合）例：運転免許証（表裏）、パスポートの写し

本支援金制度における中小・小規模事業者の定義

支給対象となりうる者	支給対象にならない者
○会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合） ○個人事業主（商工業者であること） ○以下の要件を満たした特定非営利活動法人 (1)法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること (2)認定特定非営利活動法人でないこと	○法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人 ○協同組合等の組合 ○任意団体等 ○宗教上の組織又は団体、政治団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者 ○本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないとして市長が認める事業者 ○※1 医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、（病院・助産所等を個人名義で開設している）医師、歯科医師、助産師 ○※2 個人農林漁業者及び農事組合法人

※1についてはエネルギー価格高騰緊急対策支援金(医療法人等向け)で、※2については同支援金(農林漁業者向け)の対象となります。

中小・小規模事業者（下記のいずれかを満たすこと）

業種分類表	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～⑦以外）	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業（⑥⑦以外）	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下

※代表者、役員、パートを除く

不正受給は重大な犯罪です！刑法第246条の詐欺罪等に関われる可能性があります。